

## 大学生等修学支援特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、経済的に困窮する学生の学びを支援するため、日本学生支援機構の給付奨学金を受給する大学生等に対し、5万円の特別給付金を支給します。

### 1 対象者

次の①・②のいずれにも該当する大学生、短期大学生、高等専門学校生、専修学校生

- ①令和4年8月1日から給付金の支給決定日まで、引き続いて本市の住民基本台帳に登録されている
- ②令和4年度に日本学生支援機構の給付奨学金を受給している

※所得の条件が住民税非課税世帯やそれに準ずる世帯であるなど、各種の条件が日本学生支援機構の給付奨学金と同等の給付奨学金を含みます。

### 2 給付額

5万円(1回限り)

### 3 申請に必要な書類

- ・振込希望口座の情報がわかるもの
- ・在学していることが証明できるもの
- ・給付奨学金を受給していることが証明できるもの

### 4 手続き方法

#### (1)電子申請

市ホームページの申請フォームからご申請ください。  
申請フォームは申請開始日に開設します。

#### (2)郵送申請

申請書、必要書類をこども・若者支援課まで郵送してください。  
申請書等は申請開始日に市ホームページに掲載します。



市ホームページはこちら

### 5 申請期間

令和4年8月1日から令和5年1月31日まで

### 6 支給日

8月以降、支給決定次第、順次支給します。

### 7 問い合わせ

新型コロナ暮らし・経済支援ダイヤル  
電話:042-851-3193  
受付:平日 8:30~17:00



#### 【問い合わせ先】

こども・若者支援課  
電話 042-769-8370(直通)



# 大学生等

# 修学支援 特別給付金

8/1  
受付開始

## はじめます!!

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、経済的に困窮する学生の学びを支援するため、大学生等に対し、5万円の特別給付金を支給します。(申請期間:令和4年8月1日～令和5年1月31日)

## 対象者

次の①②の両方に該当する大学生等※1

- ①令和4年8月1日時点で相模原市に住民票があること※2
- ②令和4年度に日本学生支援機構の給付奨学金を受給している※3

※1 短期大学、高等専門学校、専修学校に在学している方を含みます。

※2 令和4年8月1日から決定日まで、引き続いて相模原市の住民基本台帳に登録されている必要があります。

※3 所得の条件を住民税非課税世帯やそれに準ずる世帯とするなど、各種の条件が同等の給付奨学金を含みます。

詳しい内容、必要書類、手続き方法は  
市ホームページをご確認ください

CHECK



問い合わせ

新型コロナ暮らし・経済支援ダイヤル  
☎042-851-3193  
(平日 8:30~17:00)